

令和7年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
都市整備部（まちなか未来創造課）			
補助金に係る事務処理について（支出） 「鳥取市補助金等交付規則」において補助金等交付基準に適合するかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等の交付決定及び額の確定をするものとされているが「鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金」について、次の不適切な事務処理が見られた。規則・要綱に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。 （１）補助対象経費の確認に必要とされる書類の提出をさせていなかった。 （２）経費区分の誤り等が散見されたが交付決定をしていた。 （鳥取市補助金等交付規則第3条、第5条、鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金交付要綱）	（１）補助申請者への指導を行い、令和8年度の申請時には収支予算書に委託の内訳がわかるよう記載のうえ申請されました。 （２）対象経費について申請段階で確認の上、必要に応じて差し替えてもらいました。	令和8年5月14日	
備品管理について（財産） 備品については、令和3年度の定期監査において、「備品の異動・処分について、速やかな事務処理、現物と帳簿の定期的かつ適切な照合の実施」について注意をしたところであるが、次の不適切な管理が見られた。財産規則の規定に基づき適切な備品管理を徹底されたい。 （１）「まちなかデジタルサイネージ」（取得価格4,895千円(税込)）が備品登録されていなかった。 （２）帳簿価格100万円以上の物品については、毎会計年度末に現在数を会計管理者に報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。 （鳥取市財産規則第40条、第41条、第52条）	（１）設置業務委託により令和3年6月に取得した「デジタルサイネージ」については、令和7年10月15日に備品受入申請処理を行い、財務会計システムに重要備品として登録しました。 （２）令和8年4月1日付にて会計管理者に報告しました。	令和8年5月14日	
都市整備部（河川公園課）			
備品の管理について（財産） 備品の管理については、令和3年度の定期監査において、実態に即した台帳の整理と定期的な照合について注意したところであるが、既に廃棄をされている備品が台帳に登録されていた。備品と台帳の確実な照合を行うとともに、財産規則の規定に則した適切な管理を徹底されたい。（鳥取市財産規則第40条、41条、42条）	令和8年3月31日までに、備品台帳の照合を行い整理しました。	令和8年5月14日	

令和7年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
都市整備部（道路課）			
繰越調定について（収入） 歳入に係る現年度の繰越分については、出納閉鎖期日の翌日に繰越調定をしなければならないが、次の国庫支出金について、調定していなかった。 このことは、令和3年度の定期監査においても見られた不適切な事務処理であり、改善されていなかった。適切な事務処理を徹底されたい。 ①国庫支出金・国庫補助金（現年発生災害復旧事業費） ②国庫支出金・交付金（社会資本整備総合交付金） （鳥取市会計規則第18条）	①調定処理完了しました。 ②調定処理完了しました。	令和8年5月14日	
教育委員会事務局（教育総務課）			
学校における支払事務について（歳出） 学校における支払事務について、請求書に「支払日債権者了承済」と記入し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条が規定する「相手方が支払請求をした日から15日以内の日」を過ぎてから支払をすることが、一部の学校において常態化していた。また、同条が規定する支払期限を大きく超過して支払っている事例も散見された。法に基づく、適正な事務処理を徹底されたい。 （政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条）	常態化している学校の管理職へ直接注意を行うとともに、全校を対象として通知を発出しました。引き続き、決裁の過程で、支払遅延が続く学校へ指導を行います。	令和8年5月25日	
修繕に係る随意契約について（契約） トイレ大便器取替修繕に係る随意契約について、次の不適切な事例が見られた。随意契約は競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外であるため、経済性、公正性及び公平性の確保に留意し、市民への説明責任が果たせるよう発注方法の改善をされたい。 （1）西中学校等3校の修繕について、同じ学校内の同種の修繕を修繕箇所に分けて発注し、それぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約をしていたこと。 （2）修繕に係る13件の随意契約において、それぞれ3者より見積書を徴収しているが、徴収先の組合せが二通りに固定化し、結果的に契約の相手方は参考見積書を徴収した2者のみとなっていたこと。 （随意契約運用基準）	今後は意図的な分割発注という疑念を持たれないよう、施工時期、緊急度等を考慮し、適切な発注方法とします。見積書の徴収先を特定の業者に固定化せず、計画的に行う修繕については、予定価格に応じた適切な発注方法を原則とし、経済性、公正性及び公平性の確保に留意します。	令和8年5月25日	
役務の提供に係る契約について（契約） 鳥取市立小・中・義務教育学校図書館管理システムのバージョンアップに係る契約について、ソフトウェアの物品売買契約を締結し、役務（作業）に関する内容が当該契約書に規定されてなかった。発注内容に応じた適正な契約を締結されたい。	発注内容に応じた適正な契約となるよう、適切な事務処理を行います。	令和8年5月25日	

令和7年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
教育委員会事務局（学校教育課・総合教育センター）			
調定について（収入） 国庫支出金及び県支出金の交付決定通知書を受領しているにもかかわらず調定していなかった。地方自治法等の規定に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。 （地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条第1項、鳥取市会計規則第13条） 〔該当補助金〕 ・放課後子ども教室推進事業費補助金 ・教育支援体制整備事業費補助金 ・eラーニング教材活用等支援事業費補助金	該当案件につきましては、指摘を受けた後、調定しました。交付決定通知書受領後、速やかに調定するよう徹底してまいります。	令和8年5月25日	
教育委員会事務局（総合教育センター）			
指定公金事務取扱者について（その他） 鳥取市総合教育センター体育館使用料の徴収委託について、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に指定しないで委託していた。 適正な事務処理を徹底されたい。 （地方自治法第243条の2第1項）	地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し委託しました。	令和8年5月25日	
教育委員会事務局（文化財課）			
公の施設の使用料について（収入） 地方自治法第225条及び第228条第1項の規定により、市が公の施設の使用料を徴収する場合には、条例で規定しなければならないとされている。 宝扇庵については、条例において指定管理者が徴収する利用料金のみが規定されており、市が徴収する使用料に関する規定が設けられていない。 しかしながら、指定管理者による管理ではなくなった令和6年度及び令和7年度において、利用者から当該施設の使用料の徴収を行っていた。これは、地方自治法第228条第1項に基づく条例上の根拠を欠く徴収であり、不適切である。 条例の改正等適切な措置を講じられたい。 （地方自治法第225条及び第228条第1項、仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例第7条）	次の指定管理の開始まで鳥取市の主催・共催、後援事業を対象に「無償での使用」とし、使用料の徴収を行わないとします。	令和8年5月25日	

令和7年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
教育委員会事務局（生涯学習・スポーツ課）			
公の施設の使用料について（歳入） 地方自治法第225条及び第228条第1項の規定により、市が公の施設の使用料を徴収する場合には、条例で規定しなければならないとされている。 さじコスモスの館については、条例において指定管理者が徴収する利用料金のみが規定されており、市が徴収する使用料に関する規定が設けられていない。 しかしながら、臨時開館のため、施設管理で委託した業者に使用料を徴収させていた。これは、地方自治法第228条第1項に基づく条例上の根拠を欠く徴収であり、不適切である。 条例の改正等適切な措置を講じられたい。 （地方自治法第225条及び第228条第1項、鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例第7条）	注意・指摘事項について課内で文書にて供覧しました。 本件については令和7年度で業務が終了するので令和8年度より指定管理者制度に移行するため解消されますが、似た事案が発生した際は、指摘事項について発生しないよう徹底します。	令和8年5月25日	
補助金に係る事務処理について（その他） 大会運営のための補助金について、大会が終了しているにもかかわらず支出負担行為を行っていなかった。確認したところ、当該支出負担行為は出納室の事前審査を受けていなかった。また、大会終了後に補助金の概算払をしていた。関係する規定に従い適切な事務処理を徹底されたい。 （鳥取市補助金等交付規則第11条、鳥取市事務決裁規程別表第1関係） [該当補助金] ・令和7年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会運営費補助金（ホッケー競技大会） ・令和7年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会運営費補助金（相撲競技大会）	注意・指摘事項について課内で文書にて供覧しました。 本件については令和7年度で業務が終了するので今後発生する予定はないですが、似た案件が出た際は、指摘事項について発生しないよう徹底します。	令和8年5月25日	
教育委員会事務局（市立図書館）			
現金の事務処理について（収入） 現金の事務処理については、令和3年度の定期監査において注意をしたところであるが、次の不適切な事例が見られた。調定の意義を再認識するとともに、関係法令等に沿って適切に処理されたい。 （1）会計管理者の承認を得た期間を超えて、現金を払い込んでいたこと。 （2）一定の期間（月の初日から末日までの間を上限）を超えて調定を財務会計システムに登録していたこと。 （地方自治法第231条、鳥取市会計規則第12条の2、第64条） ・コピー代 ・カード再発行代	現金の事務処理について、あらためて調定の意義を再確認し、関係法令等に沿って適切な処理の徹底に努めるよう職員に周知徹底しました。	令和8年5月25日	